

地域農業経営基盤強化促進計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、同法第19条第8項の規定により公告する。

令和7年3月28日

多古町長 平山富子



1 地域農業経営基盤強化促進計画を更新した地区名

- (1) 間倉地区

2 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地区名

- (1) 多古・染井地区
- (2) 島地区
- (3) 牛尾地区
- (4) 水戸・千田地区
- (5) 林地区
- (6) 喜多地区
- (7) 飯笹地区
- (8) 井戸山・台作地区
- (9) 西古内地区
- (10) 次浦地区
- (11) 本三倉・谷三倉地区
- (12) 出沼・桧木地区
- (13) 十余三地区
- (14) 御料地地区
- (15) 大門地区
- (16) 高津原地区
- (17) 常磐地区
- (18) 北中地区
- (19) 南中地区
- (20) 南並木地区